在職老齢年金の仕組み

〇 とある父(Aさん・63歳)と娘(Bさん・25歳)の会話に、社会保険労務 士のCさんが加わってくれました。



前から気になってたんだけど、会社の同期で年金もらってる 人のなかでも、僕みたいに続けて働いている人よりも、辞めて しまって働いていない人の方が年金をたくさんもらっている んだよ。同じように保険料掛けてきたのに、不公平だよな。

Αさん



それは不公平よねぇ。働かない方が得って感じ。

Bさん



そういう意見はよく聞きますね。たしかに、同じように保険料を払ってきたのに、働いていれば年金が減らされるのは不公平に見えます。この仕組みは「在職老齢年金」と呼ばれています。

Cさん



その名前、再雇用の時に聞いたことあるよ。なんでそんな仕 組みがあるんだい。



そのお答えの前に、ちょっと考えてみたいんですけど、そも そも年金って何のためにあるんでしょう?



何のためって…老後のためでしょ?

Αさん



そうです。しかし、なぜ老後になったら年金が必要になるんでしょうか?

Cさん



えーと、若い時は働いて食べていけるけど、歳をとると、働けなくなって、収入がなくなるかもしれないから?

Bさん



そうです。Aさんは幸いお元気でお仕事をされてますけれど、 歳をとれば仕事をやめる人、やめざるを得ない人も多いわけで すよね。実は厚生年金という制度は、そもそもは労働者が退職 して収入がなくなった後の所得を保障するために作られた制度 なので、もともとは「退職」を年金受け取りの条件にしていた んです。

Cさん



そうは言っても、60過ぎて再雇用とかになれば、仕事をしているといっても給料は前より安くなるもんだろう?そうしたら、そういう時のためにも年金ってのはあるんじゃないのかい?

Αさん



おっしゃる通りです。そこで給料があまり高くない方については、年金を支給するようにしたのが、「退職」老齢年金に対して特別なものという意味で、「在職」老齢年金なんです。

Cさん



そうだったの。じゃあ、もともとは、年金を止めるというよりは、退職していなくても年金がもらえるようにしようという制度だったのね。

Bさん



なんだか釈然としないな。僕は月給20万円くらいだけど、 給料が少ない気の毒な人ってことなのか。

Αさん



うーん…そうですね、月収(*1)と年金との合計額が28 万円以下(*2)の方の場合は、多いとは言えませんよね。そ のため、年金は全額支給されます。

Cさん

*1:ここでいう月収は、ボーナス込みの年収を12で割った額を指し、正しくは「総報酬月額相当額」といいます。以下、同じ意味で用いています。

*2:この「28万円」という数字は、標準的な年金受給世帯の給付水準(夫婦の基礎年金と夫の厚生年金)をもとに算出されています。



じゃあ、月収と年金の合計が28万円を超えると、年金は全くもらえなくなるの?それだと、28万円を境に、大きな差ができてしまうわね。

Bさん



その通りです。ですから、28万円を超えたら少しずつ年金額を減らしてゆき、これだけあれば現役と同じと言える水準に達して初めて全額が支給停止となる仕組みとしているのです。

Cさん



それで、僕の場合にはその額が28万円を超えるから、年金が 一部だけ支給停止になるってわけか。

Αさん



Cさん

具体的に説明しますと、63歳のAさんのように、60歳から64歳の方の場合には、ボーナスを含めた月収と年金との合計額が28万円を上回る場合に、その合計額と28万円との差分の半分の額だけ、年金が支給停止となります(*3)。ただ、年金が支給停止になっても、賃金との合計でみると、賃金が増えると合計額は上がることになりますよね(*4)。

*3:例えば、年金額が10万円で、月収が20万円である場合、もとの合計額が10万 +20万=30万円ですから、在職老齢年金を適用した後の受け取る合計額は、 月収20万円+年金(10万-(30万-28万)×1/2=9万円) =29万円 となります。

*4:*3の状態から、さらに働くなどして賃金が増え、月収が22万円になったとすると、もとの合計額が10万+22万=32万円ですから、受け取る合計額は、月収22万円+年金(10万-(32万-28万)×1/2=8万円) = 30万円

となります。このように、賃金が増えた場合に、合計額が連動して増える仕組みと なっています。



それなら、賃金が増えれば、年金を減らされるけれど、合計額 は増えるっていうことなのか。

Αさん



Cさん

そうです。ただ、月収が47万円(*5)を上回る場合は、退職して収入がなくなった時のための年金というもともとの役割に照らし、上の計算に加えて、月収の47万円を上回る分については、その分だけ年金を支給停止し、賃金と年金の合計額が同額のままとなるようにしています(*6)。

*5:この「47万円(平成28年度)」という数字は、現役男子被保険者の平均的賃金を もとに算出されています。

*6: 例えば、年金23万円、月収48万円の場合には、月収47万円までの分については、もとの合計額は23万+47万=70万円なので、*3や*4の場合と同様に、年金額について、まず、

23万-(70万-28万)×1/2=2万円

と算定します。

その上で、月収が47万円を上回っているため、その分である

48万-47万=1万円

の分だけ年金が支給停止となりますので、受け取る年金額は、

2万-1万=1万円

となり、結果的には受け取る合計額は

月収48万+年金1万=49万円

となります。この額は、基準点となる月収47万円に、その時の年金額2万円を加 算した額と同じです。



あれ、4つ上の先輩は、月給50万だけど年金もらってるって 言ってたぞ?年金もらえなさそうな月給だけど、なんでだろう?

Αさん



60歳代前半の皆さんには、元気でいらっしゃる限り、ぜひ働いていただきたいんですが、65歳以後は年金生活が標準となりますから、年金の支給停止のルールは少し緩やかになるんです(*7)。

Cさん

*7: 65歳以上の方の場合、基礎年金については全額支給されます。

そして、月収と2階部分である厚生年金の支給額との合計が、47万円を超える場合には、その合計額と47万円との差分の半分の額だけ、年金が支給停止となります。この「47万円」は、現役男子被保険者の平均的賃金をもとに算出しているため、名目賃金の変動に応じて改定されます。



Αさん

そうか。…しかしやっぱり納得できないな。年金は収入がなくなるリスクに備えるものだと言われても、払った保険料の分は、きっちりもらいたいものだよ。年金は昔働いて保険料を納めたことの対価でもあるよな。本当は両方とも同じ労働の対価としてもらっていいんじゃないか?



Bさん

私たちの世代と比べてみると、給料をもらった上に年金までもらったら、もらいすぎなんじゃない。私たち若い世代だって、お父さんと同じように働いて給料もらっているけど、年金をもらうどころか保険料を払ってるんだから。



Cさん

年金は、世代と世代の助け合いですから、もらう側と払う側で、バランスをとるようにしなければいけませんし。Aさんは、幸いお元気で、まだ支える側にいるというわけです。ということは、本当に退職した後、今働いている分だけ、もう辞めている同期の人より年金が増えることにもなりますよ。



Bさん

そうよね。若い人も減ってきているんだし、お父さんみたいに 元気で働いていてくれる人が多くなることが、私たちの将来の年 金だけでなく、日本経済全体のためにも大事と言われているよ。



Αさん

う一ん。そういう考え方もあるのかな。確かにこれからは、これまで培った能力と経験をできるだけ長く活かして、本当に仕事ができなくなったらしっかり支えてもらうということが必要なのかもしれないね。